

平成29年度第2回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
平成29年12月27日（水）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 平成29年12月27日（水）午後0時00分～午後1時40分

場 所 教育委員会室

出席委員会 長大竹 智 委 員 吉岡 睦子
委 員 東出 香 委 員 石川 悦子
委 員 牧野 晶 哲

事務局職員 事務局次長 徳嵩 淳一 教育企画担当部長 白石 高士
庶務課長 都筑 公嗣 済美教育センター 平崎 一美
統括指導主事 大島 晃 特別支援教育課長 阿部 吉成
法規担当係長 岩田 晃司 済美教育センター 松田 亮一
指 導 主 事

傍聴者数 1名

会議の議題

- ・ 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定を踏まえた各学校の取組について
- ・ 「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等について
- ・ その他

目次

| | |
|--|----|
| 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定を踏まえた各学校の取組について・・・・・・・・・・ | 4 |
| 「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等について・・・・・・・・・・ | 15 |
| その他・・・・・・・・・・ | 30 |

大竹会長 本日は年末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

定刻になりましたので、平成29年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。次第2「杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定を踏まえた各学校の取組について」、事務局より説明をお願いしたいと思います。

済美教育センター所長 それでは、済美教育センター所長の平崎です。どうぞよろしくお願ひします。

私の方からは「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」、それから「いじめ対応マニュアルの改定を踏まえた各学校の取組について」、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、本日、区の方針、それからマニュアルを配布させていただいておりますが、第1回の本委員会で皆様から貴重なご意見をいただきまして、改定をしたところです。

改定をした部分につきましては、いじめ対応マニュアルの方の、まず7ページをご覧ください。7ページの「いじめの発見から組織的な対応の流れ」については各ステップがありますけれども、それぞれのステップをいつまでにやり終えるのかというご指摘をいただきました。いじめの対応については本当に全てを迅速に行わなければいけない。いじめの対応ですとか程度によってまた少し差はあるのですが、基本は迅速に対応していくということで、「直ちに」という文言を入れさせていただきました。

それ以外にも、対応記録の保存年限ということで、そこは学校で作成します指導要録が5年保存でありますので、それと同様な取扱いを考えています。あとは、少し文章上、何々等という表現があったのですが、その「等」のところを明らかにするよう修正をさせていただきます。

このように、皆様から本当に貴重なご意見をいただいて改定作業が終了いたしました。本当にありがとうございました。

それでは、本題に入っていきますけれども、このいじめ方針ですとか対応マニュアルの改定を受け、学校の方でもこれに基づきまして学校の方針を改定し、既に全校が学校のホームページに掲載しております。

済美教育センターではその方針の1つ1つ、丁寧に確認しております。確認する中でいろいろ分かったことがあるのですが、学校のいじめ防止対策委員会の構成員として、今までは明記がされていなかったものの、実は委員会の中にはスクールカウンセラーが参加していたという状況があるのです。今回確認したところ、全ての学校においてスクールカウンセラーの参画が明記されて、学校はこういう構成員でやっていますということが分かっていただけるものになりました。

あと、いじめの対応について、学校は学校評価の中に項目を設けて、それを保護者や地域の方にも評価していただいて改善につなげていくことを明記したのですが、そこについても今後、学校から学校評価の結果がセンターに上がってきていますので、どういった評価をいただいているのか、それをどう改善に結びつけていこうとしているのかということセンターの方でまたさらに把握し、詳しく分析していきたいと思っております。

それでは、今日はまず初めに、学校のいじめ防止基本方針の一例を紹介させていただきます。資料3の別紙1をご覧ください。学校名と個人名のところはマスキングさせていただいております。各学校でも方針を受けて、抜本的な改革をしたりしているところがあるのですが、今日紹介します小学校の例ですけれども、2ページをご覧ください。2ページのところに「いじめ防止のための教育活動」というところがありまして、このところが具体的にされている例です。どういった資料を使って子どもたちにいじめ防止を考えさせていくのかですとか、あとは(3)の「人権メッセージ作成」のところにつきましても、どういった方法で子どもたちに人権意識というのを高めていくのか。あと、どういうことを目的として、どういうスケジュールの中でやっていくのかということも明記され、これについてもこの学校では全教職員で理解して、組織的に進めていくことで対応しているところです。

3ページをご覧ください。3ページの上の方の「(4)ふれあい月間における全員面接の実施」のところですが、区内の学校は全て、年3回アンケート調査を実施しております。この学校につきましては、それに加えて子どもたちに面接をすると。アンケートからだけではなくて面接を通して子どもたちが発するわずかなSOSを発見していく。そして早期対応につなげていくという取組をしているところです。

そして、いじめの対策委員会の構成メンバーも明らかにするとともに、構成メンバーの役割分担ということで、それぞれが何をしなければいけないのかということをしつかりこの方針の中に明記されている、そういった内容でございます。これは小学校の方針の一例です。

次に、資料3の別紙2をご覧ください。こちらは中学校のいじめ防止基本方針の例となっています。こちらにつきましては、5ページをご覧ください。ここは囲み部分のところですが、いじめ問題に対する基本的な考え方として「特定の教員で抱え込まず」と。これは組織的にやっ払いこうという学校の意識のあらわれだと思いますけれども、「連絡・報告し、組織的に対応する」と。「報告を怠った場合は、推進法の違反となり得ること」とまで追記しているのですね。なので、これはいじめ問題について組織的に対応していくという決意のあらわれということでもあるかなと思っております。こういったところで区の方針を受けて改定をしている内容です。

6ページをご覧ください。こちらはいじめの記録についての記載があります。5W1Hということで、いつ、どこで、誰が、なぜ、どのようにという視点を持って、記録をきちんと整えておくということで、これが事実確認ですとかその後のいじめの対応にもつながっていくのかなと思っております。ただ記録をするということではなくて、客観的な事実、情報の漏れがないようにということで工夫を図っている部分であります。学校のいじめ防止対策方針については、以上です。

次に、各学校で実施していますアンケートの一例についてもご説明させていただきます。資料3の別紙3をご覧ください。こちらの学校につきましては、いじめを見たことがありますかとかそういうことではなくて、まず学校生活について聞いています。これは、例えば子どもが「学校が楽しいですか」というところで「まったく当てはまらない」とつけたときに、これは何かあるのではないかという感度を持って子どもたちにアンケートをする。そこについていたら、子どもたちを一人ひとり、担任ですとか呼んで何かあったのと聞き取りしていくことで早期発見に努めている、そういったアンケートになっています。

3ページのところは、嫌なことをされたかどうかということもありますが、ここには自由記述欄もありまして、ここでも子どもが発するサインを見逃さないようにしております。これは各担任が朝の学活の時間に

実施して回収します。その内容を見た上でちょっとおかしいなと思ったら、すぐに子どもと面接しながら、最終的にはいじめの対策委員会で集約して委員会の中で1つ1つのケースについて検討して、例えばこの子のケースについてはこういう方針で進めていこうということで、担任任せにしていかない、組織的にやっていくということでアンケートを活用しています。これは小学校の例です。

資料3の別紙4、これは中学校のアンケートの一例です。質問項目が1番から6番までありますけれども、これは問題行動調査ですとかふれあい月間ですとか、そこにあるいじめの対応にあわせた質問になっています。ただ、それで「はい・いいえ」で答えるだけではなくて、こちらの中学校でも記述できる欄がありますので、学校は「はい・いいえ」のところで発見するのではなくて、そういう記述欄からも子どもたちの心の変化ですとかそういうところを見とって、何か気になることがあればすぐに面接をすることで対応を進めています。

中学校の方でも同じように担任のところまで終わりではなくて、いじめ防止の委員会で取りまとめをして、学校全体で共有しながらどういう対応策をもって進めていくかということを協議して進めていく対応を図っております。

それから、説明が遅れましたけれども、最初の方で杉並区のいじめの方針と対応マニュアルについては、教育委員会のホームページにアップするだけではなくて、小学校・中学校のPTAの協議会に伺わせていただいてセンターの担当から説明させていただいております。学校につきましても、ホームページにアップするだけではなくて、いろいろな機会を捉えて保護者や地域の方々に説明してご理解いただいて、学校組織としてやっていきますけれども、保護者・地域の方のご協力・理解をいただきながら進めていくという対応をこれまで行ってきたところです。

私からは以上です。

大竹会長 ありがとうございます。

今、基本方針と対応マニュアルの改定を踏まえた学校の取組についてご説明がありましたけれども、これらについて前回の会議の意見を受けて今回このようにしたということですので、十分であるかも含めて何かご意見、ご質問等あれば、委員の皆さんからよろしくお願ひしたいと思います。

1つ質問は、今、アンケートの例とか幾つか学校からというふうに上がっていますが、これは各学校でこのようなものをつくっているから、少しまちまちなところはあるのですね。

済美教育センター所長 アンケートもそうなのですけれども、済美教育センターから例として出しているもの、今日対応マニュアルの最後の方に資料編でつけさせていただきましたが、これをもとに各学校で追加をしたり、工夫したりしてやっています。

方針の方も、学校によって例えばいじめ防止の取組ですとか教育活動も違ってきますので、それを盛り込んでやっていくというところで進めています。

大竹会長 よりよいものについては全学校で同じようなスタイルでやっていただいて、そこにプラスアルファで各学校の特徴であるとかが入ってくるのが形態としていいのかなと思いました。

済美教育センター所長 はい、ありがとうございます。

大竹会長 では、吉岡委員。

吉岡委員 どうもご説明ありがとうございました。前回の議論でもちょっと出た点で伺いたいのですけれども、記録の保管の問題が前回も出ていたと思うのですが、今回のマニュアルで関連の記録は5年間ということに保管期間が書かれていますけれども、例えば問題が起きたときの前後にされているアンケート調査に関する保管期間というものも、この関連記録の保管期間の中に含まれるのかどうか。最近、新聞記事でもアンケートを破棄していたという例を見受けるもので、お伺いしたいのですが。

済美教育センター所長 アンケートについても同様に保管・保存していくと。今、お話があったように、振り返って何かなかったのかということ、をさかのぼって見たりとかもできますし、あとはアンケートも変容が見られると思うのですね。この年でこの時期にとったものと、今とったものと、例えば「学校は楽しいですか」に最初は楽しいとしていたのが、時期を変えるとつまらないとつけている、そこで何かあったのかなという見方もできますので、しっかり保存してしっかり活用していくことで考えております。

大竹会長 よろしいですか。

では、石川委員、お願いします。

石川委員 ご説明ありがとうございました。小学校の例の方でちょっと伺

いますけれども、2ページ目のいじめ防止のための教育活動、こういった東京都が用意したメニューでやるとか、それからメンバーが確定してそれから何かあったときのフローチャートもできているということでこの資料自体はとてもすばらしいと思うのですね。

これについてちょっとお伺いしますけれども、例えばいじめ防止のための教育活動というのは、実際、年間何回ぐらいやっているのかとか、あるいはいじめ防止対策委員会自体はどのような形で開催されているのかとか、そういう通常の実践がもしわかりましたら、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

済美教育センター所長 学区によって多少違うところはあると思うのですけれども、回数もしっかりいじめ防止のためとしてこういう教材を使っていくものと、あとは例えば道徳の時間ですね。生命尊重ですとか、思いやりですとか、そういった中でいじめに特化するわけではないのですけれども、子どもたちが心を耕していくという教育活動を進めていると思うのです。

それから、いじめの対策委員会の開催については、大体、どこも定例で毎月1回開催日を決めて、そこでやると。あとは例えばアンケートの結果ですとか、それではなくてもいじめということで情報が上がってきたら、臨時にすぐに開催してやっていく。定期的なもの、臨時的な開催、そういった実践で進めている学校が多いのかなと思っております。

事務局次長 今の対策委員会の頻度なのですけれども、先だって済美教育センターで調査しましたら、基本は定期的なものと。定期的というのものが概ね月1回以上というのが基本で、学校によってはもう少し増やしている。加えて、特段の事情があった場合には当然臨時で開催して、その状況をきちんと共有して組織的な対応につなげているとのことなので、一定程度、徹底できているのかなと思っています。

今後ですけれども、冒頭に大竹会長からあったご質問、学校の基本方針もいろいろ学校の事情で工夫があって当然いい。しかし、基本の部分はやはり共通にきちんと記して、確認をいつでもできるようにすることは大事なことになるので、これからは各学校がその年その年で必要な内容の修正を図っていくよう、事務局としても情報提供・共有等に努めていきたいと思っています。

大竹会長 それでは、牧野委員。

牧野委員 ありがとうございます。

今、またご説明あったと思いますが、校内いじめ防止対策委員会の開催されたときの議事録とか、検討されたことに対してチームで対応したとか、何かそういうことについての記録などの保管なり記載といわれるものというのは、位置づけているのかどうかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。

済美教育センター所長 明確に対策委員会を開いたときの議事録を保管とかいうことでは触れていないのですが、学校はそういう会議を開いたときの記録は当然とっていると認識しています。また、それをもとに前回はこういう内容でしたねと、その進捗状況ですとか、その後はどうなったのかということにも必要になってきますので、各学校では適切に記録をとって保管していると考えています。

牧野委員 せっかくいい実践があったりとか対応があったときにも、これが現場で終わってしまうのではなくて、やっぱり蓄積されていくことがすごく大切かなと思ったので、月1回、せっかく開催しているのだからそれについての何か記録を残しておいたりとか、あと臨時で対応したときも残しておく方がいいのかなとは思ったのですが。

済美教育センター所長 ありがとうございます。

東出委員 アンケートについてお伺いしたいのですけれども、先ほどアンケートを行った後にちょっとおかしいなと先生が思われた場合に面接をしていらっしゃるというお話を伺ったのですけれども、学年とか学校によっても違うとは思うのですけれども、そういったアンケートの結果ちょっと面接した方がいいなというお子さんというのは、ざっくり何割ぐらいいらっしゃるのかなと。学校とか先生ごとにもおかしいと思われる基準が違っていらっしゃるかと思うのですけれども、そのあたりがもしわかっていらっしゃったら教えていただきたいのと、あと、アンケートが終わった後に分析みたいなのは、各学校でどのように行っていらっしゃるかを教えてください。

済美教育センター所長 面接した件数というのは把握できていないのですが、面接した結果、これはいじめの疑いがあるとか、これは明らかにいじめだよということで対応が進んでいくので、例えば問題行動調査ですとか、ふれあい月間で上がってきたいじめの認知件数、それと近いまたはそれ以上になるのかなと思っています。

あと、やはり教員によっていじめの発見とか認知というところで当然、差が出てくると思います。例えばアンケートをとりました、その中の記載でこれって疑いがあるよねというところは担任任せにしないで、まずは学年の中で読み合ったりですとか、それをまた対策委員会で取りまとめて、1つ1つ上がったものについては、これはどういう状況なのかということを確認していくことで、担任任せにしない。そのための委員会としての組織ですので、そこで議論・検討していくことで教員による差は埋めていくところで対応を進めています。

東出委員 ありがとうございます。

大竹会長 よろしいですか。

石川委員 もう1点、お願いいたします。各校でこういった基本方針が策定されてとても素晴らしいと思うのですが、これが保護者とか子どもたちにいかに伝わっているかということがとても大事だと、私も日ごろの活動から思っています。学校では素晴らしいメンバーや役割分担やフローチャートも用意していたのだけれども、実は親は知らなくて、だからどういうふうに言っているか。例えば訴えたときにどういうふうにこの話が流れていくのか不安で、結局は担任の先生だけに申し上げたということが結構あるものですから。ホームページ用にと書いてあったので、ある部分はホームページに載っているのだなと理解しましたがけれども、例えば日ごろのいじめ防止のための教育活動にしても、何かあった場合にはこういうフローチャートで対応しますといった流れに関しましても、どの程度保護者や子どもたちに説明されているかというのが、もしおわかりでしたら教えてください。

済美教育センター所長 これも一例になりますけれども、ホームページに載せて終わりではなくて、例えば保護者会で資料を配布して、それで詳しく説明する。あとは学校だよりなどでホームページにアップしましたと、これはこういうことですよということを記載したりですとか、あと、子どもたちにも学年の発達段階に応じますけれどもいじめはいけないのだよと、学校ではこういう方針をつくってやっているのだよということで、いろいろな機会を通して子どもたちにも説明しているということで、ホームページにアップして終わりでないことは、各学校で取り組んでいるところです。

石川委員 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

す。

大竹会長 今のに関連して、資料3のところでも3に「周知した」とありますけれども、学校運営協議会・評議委員会とかPTA協議会等に説明したときに、意見とか質問とか何かそんなものは具体的に上がってきたのですか。

済美教育センター所長 学校が周知・説明して、どういった声が上がってきたかは把握・集約できていないわけですが、生活指導主任会や分区ごと、学校区のまとまりごとの情報交換の場などがありますので、そういったところで学校間が情報共有したり、うちの方針はこうだよと情報交換する中でいいものとか他からの意見を学校でとどめないで広げていくとか、センターのほうでそういう働きかけをしていきたいと考えています。

大竹会長 我々はいいと思って公表するけれども、やっぱり現場というか当事者の人たちにとってはそれがどうなのかというところの意見があれば少し聞きたかったなと思ったのですが、まだそこら辺は把握していないというところではよろしいのですね。

今後のところでまたいろいろな意見があったときに、改定をしていくという作業になっていくと思うので、そういった当事者の人たちの意見も聞いてというところも意識しておけたらいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局次長 今の議題を通して、幾つか我々もさらに気を引き締めていかなければいけないなと受けとめました。吉岡委員からは記録の保管、当然アンケートも含めて、学校の方は徹底してあると認識してありますけれども、しかし、また改めて校長会・副校長会もそうですけれども、生活指導主任会などを通して、そのあたり漏れがないようにしていきたいなと思いました。牧野委員からはケース対応の具体的なノウハウを共有するという視点と、それと各学校で校内委員会の議事録も、先ほどお答え申し上げましたとおり各学校で対応していることと認識してありますけれども、先ほどのことと合わせて十分に確認し合いながらやっていく姿勢が欠かせないなと改めて思ったところです。

また、東出委員からもアンケートを実施した後の分析、これも各学校でいろいろな角度でやっていることは承知してありますけれども、各学校の分析例を共有することも含めて、やっぱり全体の底上げにつながる

ような支援の取組を心がけていかなければいけないなと思いました。

また、石川委員からありました方針等の周知の問題も、各学校では例えば学校だよりで年に1回以上とか、あるいは保護者会で折々学校における事案、個人情報に配慮しながら一層の共有化を図るよう働きかけていきたいと思います。このように本日いただいた意見を参考にさせていただきながら、地に足のついた取組を引き続き進めていきたいと、かように考えます。

大竹会長 何かご質問等はございますか。

では、ちょっと視点が違うのですが、今、小学校の取組のところで全員面接を実施すると。大変すばらしいことだと思うのですが、一方では教員への負担とかがどんなタイミングで全員面接の時間とかとられて、これは教員としては通常の授業プラス全員面接と、これは大変すばらしいことだとは思いますが、それが今度は学校の先生たちの負担になっているところとほかの業務とのやりとりとか、組織として何か学校として工夫されているのか。大変すばらしい取組だと思うのですが。

済美教育センター所長 学校全体で取り組む、どの学校もやっているのは、スクールカウンセラーによる全員面接を対象学年を決めてやっているのですが、やっぱり一人ひとりの子どもというところでいくと、学校規模が大きいとそれだけ時間がかかるというのがありますけれども、グループ面接をやっていくとか、その中で気づいたことがあればまた個別に面接をすとかということで、面接の方法ですとか時間帯も工夫して取り組まれているところでは。

大竹会長 担任ではなくてスクールカウンセラーとかそういった方が主にやっている感じですか。

済美教育センター所長 学校によっては子どもが面接で話したい先生を選んでやるとか、あとは担任がやるとか、担任じゃなくて学年のほかの先生がやるというところで、子どもが話しやすい雰囲気ということも工夫されているところがあります。

石川委員 それについてちょっとだけいいですか。私はスクールカウンセラーの立場なので、この全員面接、小学校5年生と中1と高校1年、はじめが発現しやすいといわれるこの学年には、とにかく今、東京都は全校配置ですので小中高、それから定時制にも配置されているので、平成

26年度から一応全員面接を全校で実施しているのですね。おっしゃったように別でできるのが一番いいのですけれども、グループということもあります。それから、学年で非常に人数が多いところには、少し東京都から加配の時間がつくということもあるのですね。

ただ、そういった小5と中1と高1なので、やはり私なんかも実際にやっているとはほかの学年の方たちのことも気になりますし、担任の先生が少しでもいいから1人ずつの子どもと会って、そこでまた情報共有し合いながらやっていくとかなり把握という意味では効果的だなと思うのです。ですから、もちろんスクールカウンセラーの全員面接ということと同時に、担任の先生方が少し早い時期に短い時間でもいいので話していくというのもすごく推進していただきたいところだなとは思っております。

以上です。

大竹会長 ペーパーベースと対人・対面のところは相互補完的なところだと思うので、取組を検討していただければというところだと思います。ありがとうございました。

それ以外は何かございますか。きょう1番目の議題のところでは。

東出委員、大丈夫ですか。付箋がいっぱいありますけれども。それは後半のところですかね。

牧野委員、大丈夫ですか。アンダーラインがいっぱいありますけれども。

牧野委員 それでは、よろしいですか。このいじめ対策において、校内の体制づくりというのはすごく大切だなということはあるのですけれども、それと同時に教育SATの位置づけというのも非常に重要なのかなと思っています。

特に、いじめ対応で電話をするというか連絡するところの最初のところに教育SATがかかっているのですけれども、教育SATでのいじめ対応に関しての意思確認であったり、チームでかかわっていくみたいなものは、マニュアルではないけれども、何かこちらの意思決定の方針なり何なりというのがシステム化されているものなのではないでしょうか。

済美教育センター所長 システム化というと、何か明文化したりだとか多様な流れをつくっているという、明確なものは特にはないのですが、まずは学校からの相談ですとか保護者からの相談を受けたときに、事実関係

のところをどう我々も把握していくかというところで、電話だけで保護者からの相談を終わるのではなくて、もしよかったですらぜひお越しくささいとお願いしたりだとか。ケースにもよりますけれども。

あと、学校の相談についてはこれもできるだけ学校に行くとしています。学校の中でのいじめ防止対策委員会のメンバーの方々と話をするですとか、場合によってはSAT担当の者が授業の様子を見せていただくということもあります。

牧野委員 ありがとうございます。

本当に、学校以外の教育SATの役割もすごく大きいなというのは感じているのですけれども、そこら辺がSATはどのように機能するのかというのがちょっと不明瞭だったもので、一体どこにどのようにかかわれるのか、それがないと学校も支援要請ができなかったりするのかなと思っておりまして。何でもできるよということも強みでもあるけれども、逆に言うと支援要請のしづらさにもつながってきているのかなというところで、少し質問させていただきました。

済美教育センター所長 SATは何でもできるわけではなくて、そこにスクールソーシャルワーカーがいますので、例えばいじめの問題の対応の解決のために社会資源を使っていくとか、関係調整が必要という場合については、そういうところのプロフェッショナルであるスクールソーシャルワーカーと一緒にですとか、そういったことでSATも組織的に、または外部との連携で学校を支えていくと。学校を支えていくということが子どもたちを救っていくことになりますので、そういった対応をしています。

大竹会長 あと、よろしいですか。1番目の議題につきましては。大丈夫でしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次第3「『平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の結果等について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

統括指導主事（大島） 済美教育センター、統括指導主事の大島です。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、「『平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の結果等について」、ご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。本調査は、児童生徒の問題行動及び不登校状況等について、今後の生徒指導施策推進の参考とするためのものであり、

国の調査になっております。そのうちの本区立小中学校分の調査結果等について、報告させていただきます。

初めに、調査結果の1番「暴力行為について」、それと3番の「不登校について」を説明させていただき、その後に本日の本題となります「いじめについて」ご説明させていただきます。

まず、暴力行為ですが、発生件数は小中学校ともに増加傾向にあり、東京都全体も同様の傾向にございます。なお、東京都の調査結果の詳細については、A3判のカラーでお配りさせていただいております。小学校では特に低中学年、1年生から4年生の児童による暴力行為が増加しております。こうした傾向も都全体と同様でございます。

児童生徒が暴力行為に及ぶ背景には、家庭環境や発達にかかわる課題があるケースが多くなっております。今後、主な対応になりますが、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施してまいります。

学校では、学級活動や保健の学習、日常的な生活指導などを通して、児童生徒みずからの感情をコントロールすることができるよう適切な指導に努めておりますが、特に低学年児童においては家庭との連携が大切になってきますので、密にとって要因分析の上、早期の解決を図っているところでございます。

次に、不登校についてです。3ページをご覧ください。ここにつきましては、特別支援教育課よりご説明申し上げます。

特別支援教育課長 特別支援教育課長の阿部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、不登校の状況についてご説明いたします。

まず、上の方に表がございまして、小学校・中学校・合計ということで、過去5年間の経年を各項目について掲載させていただいております。一番下のところに参考として、東京都全体の平成28年度の各数字を掲載させていただいているところでございます。

それでは、その表の下の「主な特徴」をご覧ください。1つ目の黒ポチに記載がございすけれども、小学校では発生学校数及び不登校児童数ともに増加傾向にあり、さらに学校が上がると増加傾向にございます。また、中学校では不登校生徒数は増加しており、この間の経年では第2

学年・第3学年で増加率が高いほか、前年度から引き続き不登校状態にある生徒が127人と多く、不登校が長期化する傾向にあります。なお、東京都全体におきましても不登校児童生徒数は増加傾向にあります。

2つ目の黒ポチですが、不登校の主な要因といたしましては家庭環境や友人関係等でございますけれども、情緒不安定など本人に起因する場合もございます、こうした要因が複雑に絡み合っているケースも多い状況となっております。

次に「今後の主な対応」でございますが、1つ目の黒ポチです。家庭環境を要因とするものが多いということでございまして、きめ細やかな不登校相談を通して、特にスクールソーシャルワーカーとの連携強化に努め、ふれあいフレンド事業、適応指導教室の活用など、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ってまいります。

それから、2つ目の黒ポチの適応指導教室ですが、スポーツフェスティバル事業や社会科見学といったこれまでの取組に加えまして、平成29年度は新たに1泊2日の宿泊体験事業を実施したところでございます。この宿泊体験事業につきましては、事後アンケートの結果によりますと、児童生徒、保護者ともにほぼ肯定的なご意見をいただいているところでございまして、今後ともこうした人とかかわる様々な機会を有効に活用しながら、不登校児童生徒の社会性を育みつつ学校復帰を支援してまいります。

私からは以上です。

統括指導主事（大島） それでは、2番の「いじめについて」説明いたします。

資料4の2ページをご覧ください。まず、いじめの認知件数ですが小中学校ともに増加しており、特に小学校においては前年度比4.8倍となっております。これはこの間、いじめ対応マニュアルを改善するとともに、いじめの認知に係る教員の感度を高め、例え軽微に思われる事案であっても児童生徒本人の訴えを受けとめて、適切な対応を図るよう徹底を図ったことによると考えております。

なお、東京都の資料には認知学校数・認知学校率のデータがA3判に掲載されておりますが、本区においては全区立小中学校が認知ということになっており、認知学校率は100%という状況になってございます。そのため、本区のところにはそこは載せておりませんが、全校でし

っかり感度を上げて認知したという結果が見てとれると思います。

さらに、資料4の別紙1には詳細なデータを掲載しております。別紙1の1番目をご覧ください。特に小学校の増加の要因を見ると、低学年の増加が著しいことがわかります。小学校で26・27年度では、学年が上がるにつれて認知件数が上がるという傾向でしたが、28年度は逆という傾向になっております。アンケートも含みますが、低学年児童からの訴えの内容は比較的軽微なものが多いという状況ですけれども、それらを丁寧に教員が受けとめて対応してきた結果と考えております。

次に、認知件数に対する解消率についてですが、小中学校ともにこれは下降しております。これは、当該年度からいじめの解消の判断基準が改められまして、いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間、少なくとも3カ月を継続していること、これが条件とされたことによって、例えば1月以降のいじめというのは全て解消に向けて取組中となる事案になると。それから、比較的軽微ないじめが断続的に発生している事案が多いことによると考えております。

次に、いじめの態様についてですが、別紙1の2をご覧ください。最も多いのは小中学校ともに都全体の傾向とも同じですが、冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われるケースとなっております。次いで「軽くぶつかられる、遊ぶ振りをして叩かれる」、その次に「仲間外れ、無視」の順となっております。こちらも都全体と同じ傾向です。

最後に「いじめ発見のきっかけ」ですが、別紙1の3をご覧ください。小中学校ともに都全体の傾向とこれも同じですが、教職員等が発見する割合が増加しております。つまり学校内で発見が多いということになっております。この中には、アンケート調査などの学校の取組による発見というの也被含まれます。アンケート調査によつての発見が、小学校では前年度比が9倍となっております。中学校も前年度比の約2倍に増加しています。

アンケートで発見できるといったところに関しては、例えば本人だけではなくて、被害者以外の子どもからの情報といったところもあります。だからこれも多くなっていると。それから、未来サミット、道徳科などで子ども自身にいじめを許さない意識の向上があらわれた結果ではないかと考えております。

それから、アンケート実施上の工夫というの也被考えられると思つてお

ります。アンケートをとる際に席の配置を工夫したりとか、それから収集方法、それから持ち帰りをさせて回収といった学校もございます。もちろん、先ほどご紹介したように内容の工夫も見られます。また、教員の感度・意識の高まりが、教員と子どもたちの信頼関係の築きと。つまりアンケートをとった後、先生が守ってくれるといったところで感度が上がったのではないかと考えております。

今後の主な対応ですが、国のいじめ防止等のための基本的な方針の改定等を踏まえて、本年8月に改定いたしました杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルに基づく教員研修を実施し、各学校の校内体制による組織的な対応の徹底を図ってまいります。今年度も既に校長会はもちろんのこと、校内の推進役となる生活指導主任会でも周知を図りました。

児童生徒に対しては「すぎなみ小・中学生未来サミット」の成果等を踏まえ、各学校の児童生徒みずからによる明るい学校づくりの取組を推進していきます。こちらは4の別紙2をご覧ください。

本年度は初めて杉並区立全小中学校代表の子どもたちが一堂に会して、中学校及び中学校と連携する小学校が協力しながら、いじめ問題を初めとした子どもたちの身の回りの問題について、情報公開や意見交換を行いました。当日は、子どもたちや教員、保護者や地域の方など604名の参加者とともに、杉並区の子どもたちに対する共通認識を深められたと考えております。

来年度はさらに、中学校及び中学校と連携する小学校が協力しながら取り組んでいけるように、連携するグループごとに展示室で行うパネルディスカッションや舞台等会場で意見交換ができるポスターセッション等の計画を現在進めているところです。

私からの説明は以上となります。

大竹会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見等があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど事務局からも説明があったように、件数が上がったということは悪いことではなくて、まさに感度がよくなって今まで発見できなかったものが発見できたということでもあるのだろうなと思っていますから、件数が上がったことがプラスの評価にもつながっていくのだろうと。な

いなんてことはあり得ないので、それが発見されてきていることは大変いい傾向ではないかなと思っています。それぞれ委員の方々、何かございましたらばお願いしたいと思います。牧野委員はいっぱいアンダーラインが引いてありますけれども。

牧野委員 それでは、今年度いじめの認知件数で、やっぱり低学年がかなり件数が増えてきているのですけれども、これらに対する対応はかなり大変だとは思っているのですけれども、具体的にどんな取組をやっているのかわかりますでしょうか。

統括指導主事（大島） 認知件数が上がって、それに対してどう解消していくかといった対応になると思うのですが、低学年のいじめ問題について、SSWとかそれからSATとかそういったところは少ない状況ですけれども、そこからするとこれだけ認知されていて、学校内で対応が済んでいる状況であろうと考えております。

それで、認知件数の具体を教員等に聞くと、悪口を言われたというところがアンケートに書かれていたりというところが低学年は非常に多いケースがあるのですが、ただそこであっても担任だけで判断することはなくて、学年主任等と相談しながら、そしてその対応についてかかっているといった情報をこちらでは得ている状況です。

牧野委員 校内の委員会がかなり積極的に取り組んでいると考えてよろしいのですよね。

統括指導主事（大島） はい。

大竹会長 ありがとうございます。

本当に、この1年・2年のところでしっかりと把握し、対応しておけば、3年・4年・5年への学年が上がっていくときに、こんなときにはこんなことが相談できるとかいう関係性がここでしっかりとできてくれば、またいじめという問題が大変な問題であるというのを1年・2年の低学年のときからしっかりと押さえていけば、上位学年になってもその認識が深まり、高まり、予防にもつながっていくのかなというところだと思うので、1年・2年のところをしっかりと対応していただきたいと思いますよね。

ほかに何か、委員の方々でございますでしょうか。調査結果でしたけれども。では、お願いします。

石川委員 いじめの件数、小学校の低学年が上がったということと、あと

不登校との絡みで、不登校は中2・中3が増えたということで全国的にはこの4年連続増えているわけで、どこの地域でも増えているわけですが、不登校の背景にいじめがあるかどうかというのを調べると、いろいろ全国調査なんかでも比較的少ない割合なのですけれども、本区ではそういった不登校といじめとの関係などで何かわかっていらっしゃることがあるかどうか。もしわかっていたら教えていただきたいということと、きょうはいじめの会議ですからこれは回答を得られなくてもいいのですけれども、子どもの数は減っているのに不登校がこの4年増えていますね。早期対応というよりは未然防止といえますか、そういったことが重要だと思っているのです。家庭環境とか情緒不安定、友人関係と書いてございますけれども。ですから、もし何か不登校の未然防止のところでの取組などがあるようでしたら、教えていただきたいことと、先ほど申し上げた不登校といじめとの関係がおわかりのことがありましたら教えてください。

統括指導主事（大島） 28年度の問題行動調査分上の不登校の要因のところにおいて、いじめを要因とする不登校というのはゼロという状況でした。ただ、いじめを除く友人関係をめぐる問題というところにおいては、件数は上がっている状況でございます。

その未然防止の部分なのですけれども、不登校の傾向というのは、その前に例えば遅刻をするとか、それから時々休むとか。中学校であれば小学校のときの状況であったり、いろいろとその状況を知っていれば未然防止できたのではないかという背景はあります。

また、SSW等の状況からすれば、家庭要因の部分であれば、そこら辺の情報を得ながら未然に防止していくことも、今現在でも対応しているところはございますので、学校の方で様々な情報を得て、その上でやはりこれもいじめではないですけれども組織的にスクールカウンセラー等も組みながら、情報共有した上で対策をとって未然防止に取り組むといったところが必要だろうと考えております。

石川委員 ありがとうございます。

事務局次長 今のいじめと不登校の関係について、暴力行為もそうなのですが、それぞれの関係性というのは常に学校と連携しながら、もう少し踏み込んで見ていく必要もあろうかと思っています。

もう1つは、2点目にあった不登校が増加する中で未然防止の視点に

立った取組ということなのですけれども、実は今、私ども教育委員会事務局の体制の中で、学校が抱える諸問題への初期対応は、教育SATを核として済美教育センターが中心的な役割を果たしているのですね。もう一方で、不登校対策については今同じ建物の中にあるのですけれども、特別支援教育課が所管していると。当然、連携をとりながらやっているのですけれども、これからはご指摘いただいたようなより早期の段階といえますか、未然防止の視点を重視して、要は登校しぶりのような状況からいかにきめ細かく対応して、それが悪循環に陥らないようにご支援申し上げていくのかということが大きなポイントの1つだと思っています。

そこで、今後は、31年度に向けて今の事務局としての組織体制のあり方、それと今後の連携のあり方も改めて少し議論して、そういった未然防止の視点を重視するような取組がかなうような組織体制を再構築していくための議論にも着手しているところです。

なお、いずれにしてもそのときのキーパーソンとなるスクールソーシャルワーカーにつきましては、今、済美教育センターと特別支援教育課に配置しているもので、これまで8名体制でやっていたのですけれども、この29年度から2名ですけれども状況も踏まえて少し増員して対応しているところです。こういった配置については、今後も現場の状況を踏まえながら必要な配置がきちんとかなうように取り組んでいきたいと思っています。

石川委員 ありがとうございますということを上げたかったことと、あと、もう1つ先ほど出ていましたように小中の連携というのをかなり情報共有とか学業不振の問題などで、中学になると不登校がかなり顕在化することもございますので、小中の連携を。今、お答えがありましたけれども、そういった意味でさらに進めてくださるといいなと。でももうやっていらっしゃるということですから、お願いしたいと思いました。ありがとうございます。

大竹会員 では、牧野委員。

牧野委員 今のことにちょっと重ねてお伺いなのですけれども、スクールソーシャルワーカーの役割がいじめにおいても不登校においても非常に重要だということをおっしゃってくださいまして、私も大変うれしく思っているところでもありますし、ワーカーの方々が一生懸命頑張っていることのあらわれなのかなとも思っております。

ただ、不登校であったりいじめという問題に対してかかわっていくときに、やっぱり専任の非常勤であるという立場の弱さであったりとか、発言力であったりとか、あとはチームとしてかかわっていくときに休みに入ってしまったらということがある、なかなか情報が伝達できなかったり核になる人がいなかったりということが、正直あるのではないかなとは思っております。もし、いじめの対策などでもうちょっと本腰を入れて、スクールソーシャルワーカーの活用なんかも考えていくときに、ここら辺も常勤化していきなり、週5の勤務にしていきなりということはご検討されておりますでしょうか。

事務局次長 今、牧野委員におっしゃっていただいた点、我々も問題意識を持っています。今後、法改正によりまして、平成32年度から一定業務の非常勤職員について、会計年度任用職員制度が導入され、特別給の支給対象になるなどの人事制度の改正が実施されます。こうした制度改正を踏まえながら、今後の区全体の専門職の任用のあり方といいますか、配置管理のあり方といいますか、そういう大きな視点で議論していかなければいけない問題だと思っておりますので、今の時点ではこのぐらいのお答えで大変恐縮ですけれども、受けとめさせていただきたいと考えます。

大竹会長 牧野委員の中で、こうやって常勤化していい循環になっているとかいう事例とか自治体とか、何かあるのですか。

牧野委員 そうですね。例えば福祉部局の方から教育委員会に出向という形で常勤のスクールソーシャルワーカーがいて、様々な情報であったりとかやりとりなんかをしているところは幾つかあったり。あとは、スクールソーシャルワーカーの中でも非常勤ではありますが統括みたいな位置づけにしたりとか、あとは5年任期ではありますが常勤化していくなどの取組は、例えば常勤化するところだと横浜だったりとか、あと福祉部局からの出向みたいな形だと平塚だったり清瀬だったりもそうだと思うのですけれども、幾つかかなり核になるように。そしていろいろな情報に漏れがないようにとか、非常勤なのでどうしても1年単位でやめていく形になってしまうと、やっぱり子どもにとって不利益になってしまいますので、それを防ぐために常勤を置いているところは幾つかあるかなと思っていて、杉並なんかももう10人もいるわけですから、これが非常勤のスクールソーシャルワーカーだけで回していくというのはなかなか

無理があるのではないかなと思っておりまして、いじめの問題、不登校の問題、特に継続して年度をまたいでかかわっていくケースが非常に多いと思いますので、ここら辺をもう少し丁寧にやっていくための専門職配置というのはぜひ考えていただければなと思いました。

事務局次長 先ほど申し上げました32年度の大きな人事制度の見直しを踏まえながら、他の自治体の取組などもまたいろいろ調べながら検討してまいりたいかなと考えます。

大竹会長 それ以外で何か、ご質問ご意見等がありましたら、お願いしたいと思いますが。

石川委員 済みません、私の知識がたりなくて。杉並の場合はスクールソーシャルワーカーの導入も比較的早かったと思うのですがけれども、今、8名体制で週何日ぐらいとか、どんな形でやってくださっているか、ちょっと教えてください。

特別支援教育課長 今年度から2名増員して10名になっておりまして、月に16日の勤務ということでございます。

石川委員 要請があった学校に行くとは。

特別支援教育課長 そうですね、学校の校長先生とかから要請があるとそちらに行くという。

石川委員 そうなのですね。10名おられるとある程度、この地域はこの担当の方と決まっていらっしゃるということですか。

特別支援教育課長 はい。実は10名を3つの地域に分けております。一応全体的な統括も含めてフリーな立場の職員が1名いて、あと3人ずつを区内3警察署がございまして、その区域ごとに3人ずつ分けているという状況でございます。

石川委員 ありがとうございます。

統括指導主事（大島） 先ほど助言等を学校にしていくというのが、SCでもなかなか発言が難しいというときに、それについては特別支援教育課のSSWにしても、あとSATのSSWにしても、SATの私とか指導主事にこういった助言を校長先生、管理職にも伝えたいということであれば、こちらに話があってSATから伝えるということもやっております。

大竹会長 何かそれ以外のところでご質問ご意見等、ありますでしょうか。

この調査、3つの不登校とかいじめとか家庭環境の問題云々ということが強く関連しているのだろうなというところで、家庭の状況を学校が

どのような、以前は家庭訪問とか、今家庭訪問等々がなされているのかどうか、そういったことも含めて学校側が家庭の状況というものをどのように把握されているのかなど。よく言われるのは、これは問題ではなくて子どもたちのSOSであり表現行動なので問題ではないのだという捉え方もあり、そこには必ず背景がある。特に幼少期であればまさに家庭のというものも強く関連しているのだらうなというところでいくと、学校側が家庭の様子をどういうふうに把握されているのかなどというところはいかがなのですか。

済美教育センター所長 なかなかプライバシーというところもあって、どこまでというのは難しいところがあるのですけれども、学校では例えば個人面談、担任と保護者が面談する機会がありますので、その中で直接的には聞けない部分もありますけれども、そういった中で把握していくことが1つ考えられるかと思います。

あとは、例えば何かいじめであったり不登校であったりというときに、1つのケースについて学校だけでやるのではなくて、関係機関を巻き込んでケース会議というのをやっていくのですけれども、そういった中で個人情報の取扱いには注意をしながら家庭環境を把握していくということに手を打っていけば、根本的な解決になっていくのかといったところでスクールソーシャルワーカーが来て、関係調整をしながら役割分担をして対応していくと。そういう対応の中でもまた家庭の環境も見えてくるところもあると思いますので、プライバシーにかかわる難しいところもあるのですけれども、最大限できることで把握しております。

大竹会長 今の関係機関というのは、教育行政だけではなくて福祉部門も関係機関には入ってきたりとかする。

済美教育センター所長 はい。例えば子ども家庭支援センターですとか、そういうところがかかわってきます。

大竹会長 今、家庭訪問というのはなかなかできていないでしょう。

教育企画担当部長 今、家庭訪問はもうないですね。今、個人面談といって家庭に行くのではなくて来ていただく。それから、先ほど所長から答弁させていただきましたが家庭にもプライバシーがあって、例えばけがしたときの緊急連絡先というのを届け出すのですけれども、あれも勤務先は書かれていないのですね。ですから、携帯番号が書かれていて、それはかかるのですけれども、一体いざというときにはどこにかけたら

いいのか分からない状況です。個人の家庭のことについてなかなか担任も聞きづらいので、そこは子ども会話の中から把握したりしますが、情報を得るといことが難しくなっています。日本の教育は今までもそうですけれども、家庭も含めて教員が抱えて、様々な子どもの問題を解決するのがこれまでの日本の教育のよさであったことは確かだと思うのですが、しかしながら今の働き方改革とかいろいろな中で、やはり抱えきれなくなってきた実態がかなりあります。また、それに対応する教員のいわゆる資質・能力というか若手が増えてきて、そういったことを抱えられないという実態もあります。ですから、冒頭からいろいろお話させていただいているように、チーム学校、いわゆる組織的な対応をしていかないと問題の解決は本当に難しい時代になってきていますので、本当にいろいろな人の力をかりて学校だけでなく解決するというシステムづくりをしています。まだなかなか学校自体がそれに十分なじんではないというのも実態にあると思っています。ぜひ、いろいろな力をかりて取り組んでいくという姿勢を学校自身も強く持ちながら我々も支援し、不登校やいじめの問題を解決していかなければならないなど感じています。

大竹会長 ありがとうございます。ぜひ、地域には主任児童委員であるとか民生児童委員であるとかもいらっしゃると思いますので、そうした方々とも密に連携を図りながら、家庭の状況を把握し、総合的に子どもの支援をしていただきたいと思います。

吉岡委員 今のお話と関連しているのかもしれませんが、発達障害の問題について、学校はどのように関わっているのでしょうか。

特別支援教育課長 いろんなケースがあると思います。学校のスクールカウンセラーが関わるケース、また教育相談につながる場合もあります。また、平成28年度から特別支援教室の設置を段階的に進めているところであり、そちらでは週2時間程度、子どもの特性に合わせた支援を行っております。

東出委員 発達障害に関して、感想というか要望なのですが、今の学校の先生方は発達障害に関する知識をととてもよく持ってらっしゃると思います。先ほども、多職種連携という話がありましたので、すでに取り組んでいただいていると思いますが、教員の方々の仕事が増大し、多忙化する中で、チームで対応し、それぞれの専門的な知識を生かしていくこと

で得られるものはとても大きいと思います。それぞれの立場での気付きが新しい対応に生かされてくるとと思いますので、今後とも多職種連携を十分に図っていただければと思います。

教育企画担当部長 今、教員が発達障害についてよく理解をしているとお話いただきましたが、それは確かにあると思います。これまで発達障害の理解をテーマにした教員研修を数多く実施してきた結果と考えております。しかしながら、今、学校現場が一番困っているのは、教員が子どもの行動を見ていて、これは発達に障害があるのではと思い、専門的な見地から指導を行うために、保護者へそうしたことをお話ししても、なかなか保護者がそれを理解していただかず、必要な検査を受けてもらえないということがあります。もちろん検査をただけでは改善がされるわけではないのですが、指導の方針を立てていくためには客観的なデータも必要です。こうしたケースが増えていることがなかなか有効な対策が立てられない一つの要因とはなっていますが、学校は子どもの困り感を受け止め、視覚化や構造化など研修で学んだ指導方法を駆使してチームで対応しているところです。

大竹会長 石川先生は、ご自身の経験から、そのあたりはいかがですか。

石川委員 本当に、それが実感で、学校現場が困るケースはよくあることだと思います。実際に、特別支援教室を利用する際は、どのような流れになっているのでしょうか。

特別支援教育課長 今ご質問のありました特別支援教室での支援を開始するに当たりましては、まず校内委員会で適切な支援方法を検討いたしまして、その結果、特別支援教室での支援が適切となった場合について、教育委員会の判定会議にかけて決定する流れになっております。

石川委員 その判定会議のときには、発達検査を行うものなのでしょうか。

事務局次長 情緒障害については、やはり保護者の方も自らのお子さんの状況についてなかなか受け入れることができないという場合もございます。しかし、特別支援教室に入室していただくためには発達検査が必要ですので、個々に丁寧な説明をしながら、判定会議に先立って発達検査を実施させていただくということがございます。

石川委員 ちょっともう一つ。特別支援教室での支援を進めていくには、保護者方々のご協力をいただきながら、どのような支援をしていくかという検討を進めていくということになるんですね。

特別支援教育課長 その通りでございます。

石川委員 そうしますと、実際の支援の内容はどのようなものになるのでしょうか。

特別支援教育課長 特別支援教室は、拠点校から対象の児童の在籍校に教員が巡回をして指導を行うというものでして、週に数時間程度学校内の別の場所での個別指導やグループ指導に加えて、場合によっては通常学級内で指導を行うということもございます。

石川委員 そうしますと、巡回の教員が週何回か通って、ソーシャルスキルですとか、学習面の支援を受けるというようなことをしているのでしょうか。

特別支援教育課長 基本的には、スキルなんですけれども、学習面での支援も行っています。ただ、これは、学習の仕方を教えるということが基本でありまして、学習に遅れがあるから補習を行うというようなものは違ったものです。また、支援は週一回行っているのが現状です。

大竹会長 確認ですが、その特別支援教室への入室の際は保護者の同意が必要になるということですね。

特別支援教育課長 今、会長からご指摘いただいた通りで、保護者の方の同意が必要です。

大竹会長 今、そうした特別に支援を要する子どもたちはどれぐらいの人数というか割合でいるのでしょうか。

特別支援教育課長 来年4月の特別支援教室の利用人数は350人程度と予測しておりまして、杉並区の小学生が約2万人ですので、2%弱程度という状況でございます。こちら側がそのような支援が必要だろうと考えたとしても、保護者の方がなかなか認めてくださらないというケースもありまして、特別支援教室には保護者の同意がなければ通うことはできませんので、結果として必要な支援が十分に届いていないということはあると思います。

教育企画担当部長 平成15年に国が調査した際には、全国で6.4%、東京都では4.4%ぐらいは、学習面や生活面に課題がある子どもがいるだろうという話がありました。それから、10年以上たちますが、学校現場を見ると、やはりそういったお子さんは確実に増えているという実感があります。診断を受けているお子さんもたくさんいらっしゃいますし、グレーゾーンなお子さんもやはり増加してきているという印象です。ただ、

その子どもたちが必ずしも問題行動を起こすという訳ではありません。こうした調査から、どのクラスにも何人かは課題のある子どもがいることとなりますが、担任が発達障害の特性を理解し、適切な指導を行っているところと、そうでないところとでは、大きく異なってきます。

牧野委員 来年から特別支援教室が小学校全校に設置されるということですが、すけれども、今までは通級だったから目立たなかったものが、逆に自校で特別な支援を受けるということになると、それがスティグマになっていじめの原因になったりしないかと心配もするのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

特別支援教育課長 今おっしゃられたところはそのような懸念というものもあるかと思いますが、特別な位置づけというよりは、苦手なことがあるからそれを勉強しに行っているだけなんだというようなことを含めて、この仕組みについて子どもたちや保護者の方々に丁寧に説明しながら進めております。

事務局次長 今課長のほうからお話させていただきましたが、これまで小学校5か所、中学校3か所に情緒障害通級指導学級を設置し、自校から通級で通う、小学校低学年のお子さんであれば保護者が付き添うなどして通って必要な指導を受けるという形をとってきました。これを、平成28年度からは、段階的に3年をかけて平成30年度までに小学校全校に特別支援教室を設置し、また、中学校については、31年度に一斉に全校に設置するというところで進めることにより、より充実した指導と支援の枠を広げるように取り組んでいるところです。

このように、今後、全校に特別支援教室が設置されれば、どこの学校においても、そのような多様な存在を認めていこうということを保護者や地域を含めて社会全体で広げていくいい機会になるのではないかと考えております。

牧野委員 生きにくさがある子どもたちですから、多様性を受容し、子どもたちが負担なく学校生活を送れるよう、スティグマにならないように配慮していただけるといいなと思います。

教育企画担当部長 特別支援教室への教員の巡回は週1回程度ではありますが、本区では、それに加え、全ての小学校に特別な支援を要する子どもたちへの対応を行う、学習支援教員を週に2回配置しています。その学習支援教員が、必要に応じて取り出し指導を行ったり、学級内での支援

を行ったりして対応を行っております。このような子どもたちを指導する場所が、特別な場所ということではないことを周りの子どもたちに「だれにでも苦手なことがあります、その苦手なことを少し勉強しに行く場所なんだよ」などと説明し、堂々と通えるような雰囲気づくりをしていくことが大切です。こういったことがインクルーシブ教育につながっていくものだと考えております。

大竹会長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本日予定しています議題は以上となりますので、この辺で質疑を終わりにしたいと思います。事務局から連絡事項等があればお願いします。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、来年度に入ってゴールデンウィーク明けを含めて5月から6月頃に第1回目を開催させていただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

大竹会長 今、次回は6月というようなお話が事務局のほうからありましたけれども、ここで皆様に次回の会議についてご提案申し上げたいと思います。今回区のマニュアルの改定や学校のアンケート内容をいろいろとご提示いただきました。この会議の場でやり取りをすることはもちろんとても重要ですが、実際に学校現場ではどのような使われ方をしているのかといったことを見ても、重要なことなのではないかと思っております。そこで、次回の会議の際に、場合によっては、どこかの学校を訪問して、その実情を見せていただき、議論するというのをやってはどうかと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(各委員了承)

大竹会長 それでは、皆様ご了承いただけるということなので、次回の会議の際に学校現場を見させていただくという方向で、その時期ややり方などを事務局と今後調整を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は、円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。これをもちまして、平成29年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を終了します。お疲れ様でした。